

税特別措置法第四十三条の二第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3| 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

4| 新租税特別措置法第四十四条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する集積産業用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の二第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における新租税特別措置法第四十四条第一項の規定の適用については、同項中「当該事業年度の指定期間」とあるのは、「平成二十三年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間」とする。

5| 法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十四条の三第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

6| 旧租税特別措置法第四十四条の三第二項第一号に規定する資源生産性革新計画に係る同号に規定する認定又は同項第二号に規定する資源制約対応製品生産設備導入計画に係る同号に規定する認定を施行日前に受けた法人が取得等をする同項に規定する資源需給構造変化対応設備等については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

7| 新租税特別措置法第四十四条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する共同利用施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の四第一項に規定する共同利用施設については、なお従前の例による。

8| 新租税特別措置法第四十四条の三（第一項に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定農産加工品生産設備について適用する。

9| 新租税特別措置法第四十四条の四の規定は、法人が附則第一条第十一号に定める日以後に取得等をする新租税特別措置法第四十四条の四第一項に規定する特定高度通信設備について適用する。

10| 新租税特別措置法第四十五条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十五条の二第一項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

11| 法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十五条の二第二項に

- 規定する特定増改築施設については、なお従前の例による。
- 12 法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十五条の二第三項に規定する建替え病院用等建物については、なお従前の例による。
- 13 新租税特別措置法第四十六条の二の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。
- 14 法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十六条の二第二項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。
- 15 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十六条の四第一項に規定する事業所内託児施設等については、同条の規定は、なおその効力を有する。
- 16 新租税特別措置法第四十七条の規定は、法人が附則第一条第八号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第四十七条第一項に規定するサービスピッキ高齢者向け賃貸住宅について適用する。
- 17 法人が附則第一条第八号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十四第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第二百二十九条第十七項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第一項」とする。
- 18 法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第三項第三号に掲げる建築物については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十五第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第二百二十九条第十八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。
- 19 法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第五十二条第一項に規定する植林費については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)

第三百三条 旧租税特別措置法第五十五条の六第一項の表の各号の上欄に掲げる法人の施行日以後に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、同条（第三項から第七項まで及び第十一項から第十六項までに係る部分に限る。）の規定は、なお

その効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	第六十八條の四十五第一項	<p>所得税法等の一部を改正する法律 (平成二十三年法律第 号) 附則第三百十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十條の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力措置法」という。)第六十八條の四十五第一項</p>
第四項から第七項まで	第六十八條の四十五第一項	<p>旧効力措置法第六十八條の四十五第一項</p>
第十一項	<p>第六十八條の四十五第一項 第六十八條の四十五第十項 前段</p>	<p>旧効力措置法第六十八條の四十五第十項前段</p>
	<p>第五十五條第十二項中「第六十八條の四十三第十項」とあるのは「第六十八條の四十五第十項」</p>	<p>第五十五條第十二項中「第六十八條の四十三第十項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第三百十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十條の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力連結措置法」という。)第六十八條の四十五第十項</p>

	<p>同条第十三項前段中「第六十八條の四十三第十項」とあるのは「第六十八條の四十五第十項」</p>	<p>同条第十三項前段中「第六十八條の四十三第十項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八條の四十五第十項」</p>
<p>第十五項</p>	<p>第五十五條の六第二項</p>	<p>所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第百三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力単体措置法」という。）第五十五條の六第二項</p>
<p>第十二項</p>	<p>第六十八條の四十五第十項</p>	<p>「同条第十項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八條の四十五第十項」</p>
<p>第十三項</p>	<p>第五十五條の六第二項 第六十八條の四十五第十項</p>	<p>旧効力単体措置法第五十五條の六第二項 旧効力連結措置法第六十八條の四十五第十項</p>
<p>第十四項</p>	<p>第六十八條の四十五第一項</p>	<p>旧効力措置法第六十八條の四十五第一項</p>
<p>第十五項</p>	<p>第五十五條の六第二項</p>	<p>旧効力単体措置法第五十五條の六第二項</p>

第六十八條の四十五第十三項

旧効力連結措置法第六十八條の四十五第十三項

- 2) 旧租税特別措置法第五十七條の八第一項に規定する法人が施行日以後最初に開始する事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）において同条第三項に規定する特別修繕準備金の金額（同条第一項第二号から第四号までに掲げる固定資産について行う同項第二号から第四号までに定める修繕に係るものに限る。）を有する場合には、当該開始の日以後四年（当該法人が新租税特別措置法第四十二條の四第六項に規定する中小企業者（以下この条において「中小企業者」という。）である場合には、十年）以内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度を除く。）において、当該特別修繕準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）で除して計算した金額（次項において「四年等均等取崩金額」という。）に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 3) 前項の場合において、四年等均等取崩金額が当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額（その日までに同項に規定する特別修繕準備金の金額に次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（附則第百三十條第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度）終了の日までに前項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を超えるときは、当該四年等均等取崩金額は、当該特別修繕準備金の金額とする。
- 4) 第二項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割又は適格現物出資により、準備金設定資産（同項の特別修繕準備金に係る同項に規定する固定資産をいう。以下この条において同じ。）を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第三号に掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
 - 一 準備金設定資産について特別の修繕（第二項に規定する修繕をいう。次号において同じ。）を完了した場合、その完了した日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

二 準備金設定資産について特別の修繕を行わないこととなった場合（次号に該当する場合を除く。）その行わないこととなった日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

三 合併により合併法人に準備金設定資産を移転した場合 当該合併の直前ににおける当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

四 解散した場合（合併により解散した場合を除く。）その解散の日における特別修繕準備金の金額

五 第二項、前各号、次項及び第六項の場合以外の場合において特別修繕準備金の金額を取り崩した場合は、その取り崩した日における特別修繕準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5 第二項の規定の適用を受ける法人が、施行日以後最初に開始する事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）以後三年（当該法人が中小企業者である場合には、九年）を経過する日までに青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特別修繕準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該特別修繕準備金の金額については、第二項、前項、第八項、第十一項及び第十五項の規定は、適用しない。

6 第二項の規定の適用を受ける法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できないこととなった場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、同項、前二項、第八項、第十一項及び

第十五項の規定は、適用しない。

7 第二項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8 第二項の規定の適用を受ける法人が適格合併により合併法人に準備金設定資産を移転した場合（附則第三百三十条第六項前段に規定する場合を除く。）には、その適格合併直前における特別修繕準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第二項の特別修繕準備金の金額（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第二項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

9 前項又は附則第三百三十条第六項の場合において、これらの規定の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格合併の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10 第八項又は附則第三百三十条第六項の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格合併の日を含む事業年度以後の各事業年度（当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度後の各事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第八項又は同条第六項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格合併の日を含む事業年度にあっては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを四十八月（当該法人が中小企業者である場合には、百二十月）から経過期間（施行日以後最初に開始する事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）から当該適格合併の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

11 第二項の規定の適用を受ける法人が適格分割により分割承継法人に準備金設定資産を移転した場合（附則第三百三十条第八項前段に規定する場合を除く。）には、その適格分割直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該

- 分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第二項の特別修繕準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第二項の特別修繕準備金の金額）とみなす。
- 12 前項の場合において、第二項の規定の適用を受ける法人のその適格分割の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格分割の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格分割の日を含む事業年度にあつては、当該適格分割の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割の日の前日までの期間の月数）」とする。
- 13 第十一項又は附則第三百十條第八項の場合において、これらの規定の分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格分割の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 14 第十一項又は附則第三百十條第八項の分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格分割の日を含む事業年度以後の各事業年度（当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度後の各事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第十一項又は同条第八項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格分割の日を含む事業年度にあつては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを四十八月（当該法人が中小企業者である場合には、百二十月）から経過期間（施行日以後最初に開始する事業年度開始の日）施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）から当該適格分割の日の前日までの期間をいう。」の月数を控除した月数で除して」とする。
- 15 第二項の規定の適用を受ける法人が適格現物出資により被現物出資法人に準備金

設定資産を移転した場合（附則第三百三十条第十一項前段に規定する場合を除く。）には、その適格現物出資直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第二項の特別修繕準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第二項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

16 前項の場合において、第二項の規定の適用を受ける法人のその適格現物出資の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格現物出資の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格現物出資の日を含む事業年度にあつては、当該適格現物出資の日を含む事業年度開始の日から当該適格現物出資の日の前日までの期間の月数）」とする。

17 第十五項又は附則第三百三十条第十一項の場合において、これらの規定の被現物出資法人（その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格現物出資の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

18 第十五項又は附則第三百三十条第十一項の被現物出資法人（その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格現物出資の日を含む事業年度以後の各事業年度（当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合）には、当該連結事業年度後の各事業年度に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第十五項又は同条第十一項の規定により当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格現物出資の日を含む事業年度にあつては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを四十八月（当該法人が中小企業者である場合には、百二十月）から経過期間（施行日以後最初に開始する事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）から当該適格現物出資の日の前日

までの期間をいう。)の月数を控除した月数で除して」とする。

(商工組合等の留保所得の特別控除に関する経過措置)

第百四条 旧租税特別措置法第六十一条第一項に規定する法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例に関する経過措置)

第百五条 新租税特別措置法第六十一条の規定は、法人の附則第一条第十号に定める日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

(認定研究開発事業法人等の課税の特例に関する経過措置)

第百六条 新租税特別措置法第六十一条の二の規定は、法人の附則第一条第九号に定める日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例に関する経過措置)

第百七条 新租税特別措置法第六十二条第八項の規定は、平成二十四年一月一日以後に法人に対して行う国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の二(第一項第二号に係る部分に限る。)の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(附則第五十五条に規定する経過措置調査等に係るものを除く。)について適用する。

2 平成二十三年十二月三十一日以前に旧租税特別措置法第六十二条第八項の法人に対して行った旧法人税法第五十三条(旧法人税法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による質問又は検査(附則第三十五条に規定する経過措置調査に係るものを含む。)については、なお従前の例による。

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

第百八条 法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十四条第一項第四号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十四号の二の規定は、法人が附則第一条第十号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

3 新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで(新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第一号又は第十号に係る部分に限る。)の規定は、法人

が施行日以後に取得をする同表の第一号又は第十号の下欄に掲げる資産について適用し、法人が施行日前に取得をした旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第一号又は第十九号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

4| 法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二号から第四号まで、第八号、第十一号から第十三号まで、第十六号又は第十八号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5| 新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二号、第四号又は第五号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に行う同表の第二号、第四号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第五号、第七号又は第九号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

6| 新租税特別措置法第六十五条の十三第一項の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する所有隣接土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の十三第一項に規定する所有隣接土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）

第九九条 新租税特別措置法第六十六条の四第二項の規定は、法人の平成二十三年十月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2| 新租税特別措置法第六十六条の四第八項、第十項（第九項に係る部分を除く。）及び第十二項の規定は、平成二十四年一月一日以後に同条第八項に規定する同種の事業を営む者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同項に規定する法人につき同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該法人に対して当該調査に係る旧法人税法第五十三条又は旧法人税法第五十五条において準用する旧法人税法第五十三条の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項及び第四項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧租税特別措置法第六十六条の四第八項に規定する同種の事業を営む者に対して行った同項の規定による質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

3| 新租税特別措置法第六十六条の四第九項及び第十項（第九項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出される同条第九項に規定する帳簿書

類について適用する。

4| 新租税特別措置法第六十六条の四第十一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に同条第八項に規定する同種の事業を営む者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（経過措置調査に係るものを除く。）について適用する。

5| 新租税特別措置法第六十六条の四第十七項の規定は、施行日以後に国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第一項に規定する法定申告期限が到来する法人税について適用する。

6| 新租税特別措置法第六十六条の四第十八項の規定は、施行日以後に同項各号に定める期限又は日が到来する法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十六条の四第十五項各号に定める期限又は日が到来した法人税については、なお従前の例による。

7| 新租税特別措置法第六十六条の四第二十一項の規定は、施行日以後に同条第十八項各号に定める期限又は日が到来する法人税について適用する。

8| 施行日から平成二十三年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十六条の四第二十三項の規定の適用については、同項中「第六項まで、第九項及び第十一項」とあるのは、「第六項まで」とする。

（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第一百十条 新租税特別措置法第六十六条の六第三項及び第四項の規定は、同条第一項各号に掲げる内国法人の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額を計算する場合の同条第三項に規定する適用対象金額（当該内国法人に係る同項に規定する特定外国子会社等の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。）及び当該内国法人の施行日以後に終了する事業年度に係る同条第四項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額（当該内国法人に係る同項に規定する特定外国子会社等の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。）について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人の施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する課税対象金額を計算する場合の同条第三項に規定する適用対象金額及び当該内国法人の施行日前に終了した事業年度に係る同条第四項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額については、なお従前の例による。

（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関

する経過措置)

第百十一条 新租税特別措置法第六十六条の九の二第四項の規定は、同項に規定する特殊関係株主等である内国法人の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額(当該内国法人に係る同項に規定する特定外国法人の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。)について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の九の二第四項に規定する特殊関係株主等である内国法人の施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額については、なお従前の例による。

(認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例に関する経過措置)

第百十二条 新租税特別措置法第六十六条の十一の二第九項の規定は、同条第五項の規定により施行日以後に認定を取り消された法人の施行日以後に開始する事業年度において支出する金額について適用する。

(中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置)

第百十三条 新租税特別措置法第六十六条の十三第一項(第一号に係る部分に限る。)

の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

(農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第百十四条 新租税特別措置法第六十七条の三の規定は、法人の平成二十四年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度における同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	(その売却した肉用牛が、財務省令	(平成二十四年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内にその売却した肉用牛が財務省令

〔振替国債の利子等の非課税等に関する経過措置〕

第六項	前項	<p>所得税法等の一部を改正する法律 (平成二十三年法律第 号) 附則第一百四十四条の規定により読み 替えられた第一項</p>
第五項	<p>事業年度が 千五百頭</p>	<p>事業年度(平成二十四年四月一日 前に開始し、かつ、同日以後に終 了する事業年度を除く。)が</p>
	<p>が千五百頭</p>	<p>が二千頭に当該従前期間の月数を 乗じてこれを十二で除して計算し た頭数と千五百頭に当該経過期間 の月数を乗じてこれを十二で除し て計算した頭数とを合計した頭数</p>
	<p>とし、財務省令</p>	<p>とし、その売却した肉用牛が財務 省令</p>
	<p>(当該売却をした日を含む 事業年度</p>	<p>(当該事業年度開始の日から平成 二十四年三月三十一日までの期間 (以下この項において「従前期間 」という。)及び同年四月一日か ら当該事業年度終了の日までの期 間(以下この項において「経過期 間」という。))</p>

第一百五十五条 新租税特別措置法第六十七条の十七第七項及び第八項の規定は、同条第七項に規定する外国金融機関等が施行日以後に開始する同項に規定する債券現先取引又は証券貸借取引につき支払を受ける同項に規定する特定利子及び貸借料等について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十七第七項に規定する外国金融機関等に該当する外国法人が施行日前に開始した同項に規定する債券現先取引につき支払を受ける同項に規定する特定利子については、なお従前の例による。

(農林中央金庫の合併等に係る課税の特例に関する経過措置)

第一百六十六条 旧租税特別措置法第六十八条の二第二項に規定する法人が施行日前に行った同項に規定する共同事業現物出資については、なお従前の例による。

(課税所得の範囲の変更等の場合の特例に関する経過措置)

第一百七十七条 新租税特別措置法第六十八条の三の四第二項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する特定普通法人が同項に規定する公益法人等に該当することとなる場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の三の四第一項に規定する特定普通法人が同項に規定する公益法人等に該当することとなった場合については、なお従前の例による。この場合において、施行日から附則第一条第十号に定める日までの間における新租税特別措置法第六十八条の三の四第二項の規定の適用については、同項中「第四十二条の十第三項並びに第四十二条の十一第三項」とあるのは、「並びに第四十二条の十第三項」とする。

(中小企業者等である連結法人の法人税率の特例に関する経過措置)

第一百八十八条 旧租税特別措置法第六十八条の八第一項の表の第一欄に掲げる連結親法人又は同条第二項に規定する協同組合等である連結親法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する連結事業年度の連結所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項及び第二項中「終了する各連結事業年度」とあるのは、「終了する各連結事業年度（同年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度を含む。）」とする。

(連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第一百九十九条 新租税特別措置法第六十八条の九第十四項及び第十五項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等（期限後申告書を除く。以下同じ。）の提出期限が到来

する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置)
 第二百二十条 新租税特別措置法第六十八条の九の二十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第二百一十一条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第二項 第六十八条の九、次条第二項</p>	<p>所得税法等の一部を改正する法律 (平成二十三年法律第 号。 第四項において「平成二十三年改正法」という。) 第二十条の規定 以下この条において「新租税特別措置法」という。) 第六十八条の九、新租税特別措置法第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、 新租税特別措置法第六十八条の十一第二項</p>
<p>第六十八条の十三並びに第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項</p>	<p>新租税特別措置法第六十八条の十三、新租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、 新租税特別措置法第六十八条の</p>

	<p>第三項</p> <p>控除される金額がある場合には、当該金額</p>	<p>十五第二項、第三項及び第五項並びに新租税特別措置法第六十八條の十五の二</p>
	<p>又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額</p>	<p>若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合又は新租税特別措置法第六十八條の十第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、これらの金額</p>
<p>第四項</p>	<p>第四十二條の五第二項</p>	<p>平成二十三年改正法附則第九十四條の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第二十條の規定による改正前の租税特別措置法（第十二項において「旧効力措置法」という。）第四十二條の五第二項</p>
<p>第五項</p>	<p>第六十八條の九第十一項（前条第七項）</p>	<p>新租税特別措置法第六十八條の九第十一項（新租税特別措置法第六十八條の九の二第七項）</p>

<p>次条第五項</p>	<p>新租税特別措置法第六十八條の第十項、新租税特別措置法第六十八條の第十一項第五項</p>
<p>第六十八條の第十三第四項、第六十八條の第十四第五項、第六十八條の百第一項及び第六十八條の百八第一項</p>	<p>新租税特別措置法第六十八條の第十三第四項、新租税特別措置法第六十八條の第十四第五項、新租税特別措置法第六十八條の第十五第五項、新租税特別措置法第六十八條の百第一項及び新租税特別措置法第六十八條の百八第一項</p>
<p>第四十二條の五第二項</p>	<p>旧効力措置法第四十二條の五第二項</p>
<p>同法第二條第三十一號</p>	<p>法人税法第二條第三十一號</p>
<p>第四十二條の五第三項</p>	<p>旧効力措置法第四十二條の五第三項</p>
<p>又は租税特別措置法第六十八條の十第二項</p>	<p>又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第二百一十一條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八條の十第二項</p>
<p>並びに租税特別措置法第六十八條の十第二項</p>	<p>並びに旧効力連結措置法第六十八條の十第二項</p>
<p>「租税特別措置法第六十八</p>	<p>「所得税法等の一部を改正する法</p>

	<p>租税特別措置法第六十八條の十第五項「及び租税特別措置法第六十八條の十第五項」</p>	<p>旧効力連結措置法第六十八條の十第五項「及び旧効力連結措置法第六十八條の十第五項」</p>
<p>條の十第五項（</p>		<p>律（平成二十三年法律第 号） 〔附則第二百一十一條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八條の十第五項（</p>

（連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第二百二十二條 新租税特別措置法第六十八條の十の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同條第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用する。

2 前條の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八條の十の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第二項</p>	<p>第六十八條の十五の二</p>	<p>第六十八條の十五の二並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第二百一十一條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項及び次項において「旧効力措置法」とい</p>
------------	-------------------	--

		<p>う。第六十八条の十二項、第三項及び第五項</p>
	<p>調整前連結税額の百分の二十に相当する金額</p>	<p>調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（旧効力措置法第六十八条の十二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）</p>
	<p>帰せられる金額の百分の二十に相当する金額</p>	<p>帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（旧効力措置法第六十八条の十二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）</p>
<p>第三項</p>	<p>控除される金額がある場合には、当該金額</p>	<p>控除される金額がある場合又は旧効力措置法第六十八条の十二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの金額</p>
	<p>又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額</p>	<p>若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合又は旧効力措置法第六十八条の十二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額</p>